○農林水産省告示第千四百九十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月七日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月七日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月七日

農林水産大臣　林　芳正

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「豚パルボウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	276,300	20,300	12	12	2」を
「豚パルボウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	276,300	20,300	12	12	2」に
豚繁殖・呼吸障害症候群２価生ワクチン（シード）	543,200	85,800		13	2」
「犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ボモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	28,400	20,300	37		5」を
「犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ボモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	28,400	20,300	37		5」に
犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症（部分精製赤血球凝集素）混合不活化ワクチン（シード）	454,300	20,300	65		5」

改める。

○農林水産省告示第千四百九十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月七日

農林水産大臣　林　芳正

ただし書中「(88)まで」を「(91)まで」に改め、(132)を(135)とし、(78)から(131)までを三ずつ繰り下げ、(77)を(79)とし、(79)の次に次のように加える。

(80)　鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

ただし書中(76)を(78)とし、(54)から(75)までを二ずつ繰り下げ、(53)を(54)とし、(54)の次に次のように加える。

(55)　産卵低下症候群―1976（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

ただし書中(52)を(53)とし、(25)から(51)までを一ずつ繰り下げ、(24)の次に次のように加える。

(25)　豚伝染性胃腸炎（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

○国土交通省告示第四百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第八十二条第三項の規定において準用する同法第十条第二項の規定に基づく届出があったので、同法第八十二条第三項の規定において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称の変更

イ　変更後の名称

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

ロ　変更の日

平成二十四年四月一日

二　住所の変更

イ　変更後の住所

東京都千代田区九段北四丁目一番七号九段センタービル

ロ　変更の日

平成二十五年五月七日

三　支援等の業務を行う事務所の所在地の変更

イ　変更後の支援等の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区九段北四丁目一番七号九段センタービル

ロ　変更の日

平成二十五年五月七日

○国土交通省告示第四百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森地内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森、字熊田、字大沢、字新井田、字磯の沢、字平井田、字立沢、字大上坊、字大畑、字阿曽及び字蛇王並びに歌津字白山及び字皿貝地内

２　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字熊田、字大沢、字新井田、字磯の沢、字平井田、字立沢、字大畑、字阿曽及び字蛇王並びに歌津字白山及び字皿貝地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。